

議案第16号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の項中大阪市立浪速第4保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

浪速第4保育所を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

別表（第1条関係）

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	<u>大阪市立浪速第4保育所</u>	<u>大阪市浪速区浪速東3丁目</u>
	省	略
省		略